

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | (基本目標 1) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 10) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること (施策目標 10-2) 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること (施策目標 10-3) 総合的ながん対策を推進すること |
| | 政策の達成目標 | たばこの消費を減少させることで、国民の健康を増進させる。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 平成 22 年 10 月の増税 (70 円/箱) では、 ・紙巻きたばこの販売数量は 16%減少 (平成 21 年度 2,339 億本→平成 23 年度 1,975 億本) ・成人喫煙率は 3.3 ポイント減少 (平成 21 年 23.4%→平成 23 年 20.1%) という効果がみられており、税率の引き上げにより、喫煙率の低下が見込まれる。 また、紙巻きたばこに関する平成 30 年度税制改正による三段階での増税 (60 円/箱) は、令和 3 年 10 月に終了する予定であり、増税による効果は完全には把握できないが、平成 30 年に行われた一段階目の増税 (20 円/箱) では、 ・紙巻きたばこの販売数量は 23%減少 (平成 29 年度 1,455 億本→令和元年度 1,181 億本) ・成人喫煙率は 1.0 ポイント減少 (平成 29 年 17.7%→令和元年 16.7%) という効果がみられた。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 国税においても同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 平成 17 年度からたばこ対策促進事業として、都道府県等のたばこ対策への補助を実施している(令和 3 年度予算 46 百万円)。 |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 上記予算事業は、都道府県等が実施する普及啓発等のたばこ対策に支援を行うものである。一方で、本税制措置は、喫煙者のたばこ消費抑制に直接的に効果を与えるものであり、手段と効果が異なる。 |

| | | |
|--|--|---|
| | 要望の措置の 妥当性 | たばこの課税に関する措置は、日本も受諾している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」においても提唱されている。 |
| | 税負担軽減措置等の 適用実績 | — |
| | 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績 | — |
| | 税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性） | — |
| | 前回要望時の 達成目標 | — |
| | 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由 | — |
| | これまでの要望経緯 | <p>○平成 28 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ ②かぎ用の製造たばこ等における課税の換算方法の見直し</p> <p>○平成 29 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。</p> <p>○平成 30 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の段階的な引上げを要望。 ②加熱式たばこの課税標準における重量の計算方式の見直し及び価格に応じた課税方式の導入 等</p> |